

広島県告示第八百三十号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成十六年広島県規則第四十七号）第五条第二項の規定によって、広島県立文化芸術ホールの管理を行う指定管理者から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十年十月十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 指定管理者の名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地

1 名称及び代表者の氏名

共立・合人社共同事業体 代表者 株式会社共立中四国支店長 渡邊伸男

2 主たる事務所の所在地

三原市宮浦三丁目三〇番四号

二 変更事項及び内容

1 変更事項

指定管理者の代表者変更

2 変更内容

変	更	前	変	更	後
株式会社共立中四国支店長		渡邊伸男	株式会社共立中四国支店長		横田健二

三 変更年月日

平成二十年十月一日